

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式等の運用」について

平成23年11月2日
九州地方整備局

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用」（以下、運用という）について

1. “運用”について

九州地方整備局が発注する建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント、測量業務、地質調査業務）のうち、プロポーザル方式及び総合評価落札方式について、競争性、透明性の向上や公平性の確保を図り、業務特性に応じた運用を行うことを目的に、現段階の運用の考え方をまとめたものである。

平成23年10月までは、全国版の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」が平成21年3月に策定され、運用上の基本的な事項がまとまったことから、九州地方整備局の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の現状の考え方」を平成21年5月29日に公表し、これを運用してきた。

このたび、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用」（以下、“運用”と呼ぶ）として改定（平成23年11月版）を行うものである。

2. 今回の改定について

全国版の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン【以下ガイドラインという】」が平成23年6月30日付けで改定された。

九州地方整備局では、改訂されたガイドラインの基本的事項を踏まえつつ、透明性・公平性の確保をより一層図るとともに業務特性に応じた運用を図り、更なる品質の確保・向上、業務の円滑な執行に資することを目的として、“運用”と改名した上、内容の改定を行なったものである。

◆”運用“の適用： 平成23年11月 7日以降に入札契約手続きに入る業務から適用

主な改定内容

1. 技術力の評価方法の改善

- ①技術者資格の追加
- ②企業、技術者の業務成績の評価対象機関の拡大
- ③企業、技術者の業務実績(同種、類似)の評価対象機関の拡大
- ④企業、技術者の表彰評価の対象を拡大
- ⑤技術提案書の枚数に関する見直し
- ⑥評価内容の担保及び技術提案の内容未履行の場合の評定の減点

2. 業務特性に応じた発注方式の基本的な考え方

- ①プロポーザル方式において技術者評価型を削除
- ②予定価格の算出に当たり標準的な歩掛がなく過半に見積もりを活用する業務の発注方式
- ③標準的な業務内容に応じた発注方式事例の適用

3. その他

- ①総合評価落札方式の手続きの改善
- ②地域貢献度の項目のオプション設定追加

1. 技術力の評価方法の改善

①技術者資格の追加

技術力を有する技術者の適正な評価や活用のため、現行の「技術士」、「RCCM」に追加して、「**土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】(土木関係分野で活用)**」、「**コンクリート診断士**(コンクリート構造物の維持、修繕で活用)」、「**土木鋼構造診断士**(鋼構造物の維持、修繕で活用)を業務に応じて設定し、いずれもRCCM相当として評価する。

②企業、技術者の業務成績の評価対象機関の拡大

国土交通省発注業務に加え、**沖縄総合事務局開発建設部発注業務**の成績についても評価する。(港湾空港関係を除く)

③企業、技術者の同種、類似業務の実績について評価対象機関の拡大

競争性の確保、企業等の参画拡大のため、業務内容から鑑みて、同種、類似業務の技術内容によって行われた業務として、過去10年における国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公社等の実績を評価対象としていたのに加え、**市町村等**の実績についても評価する。

注)市町村等とは、地方自治法第1条3に規定する普通地方公共団体(市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合等)をいう。

④企業、技術者の表彰評価の対象機関の拡大

プロポーザル方式は、地域によらない評価を行い(地域要件を設定していない)、最も優れた技術力を有するものを契約相手とする調達方式であることを踏まえ、**他地方整備局等(国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部)(港湾空港を除く)**の表彰実績も九州地方整備局の表彰実績と同等に評価する。

総合評価落札方式においては、各地整に共通する業務を九州地整が代表して発注する場合、**同様な評価**を行う。

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、業務の品質の向上を図るため、高度な技術力を有する者が参画できる機会を拡大する。九州の社会資本整備における土木関係分野の技術の発展に貢献・寄与しており、専門的な高度な技術力を有する学会であって、かつ十分な公益性をもつ公益社団法人である**土木学会西部支部及び地盤工学会九州支部の表彰実績**を類似業務事務所長表彰相当として評価する。

⑤技術提案書の枚数に関する見直し

技術提案書について、評価テーマごとにA4・1枚としていたものを、業務内容に応じて**A4・2枚まで可能**とする。

⑥評価内容の担保及び技術提案書の内容が未履行の場合の評定の減点等

プロポーザル方式では、特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映する。総合評価落札方式では、技術提案書の内容を**契約書**に明記する。受注者により、技術提案書の内容が実施されなかった場合は、業務成績評定において、業務執行に係わる過失に伴う減点の「**業務執行上の過失**」として評価項目(その他)にチェックして、**3点減点するものとする**。

2. 業務の特性に応じた発注方式の基本的な考え方

①プロポーザル方式において、技術者評価型を削除

プロポーザル方式は、その業務の内容が技術的に高度又は専門的な技術力を要求する業務であるため、評価テーマを求める総合評価型とする。(実施方針のみで評価テーマを求めない**技術者評価型を削除**)

②予定価格の算出に当たり標準的な歩掛がなくその過半に見積もりを活用する業務の発注方式

予定価格の算出において、その過半に見積もりを活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度でないもの又は専門的な技術を要求される業務ではない簡易なもの等については、プロポーザル方式に換えて、**総合評価落札方式又は価格競争方式を選定する**。

“運用“ その他の内容

設計共同体

現行どおり、引き続き同じ運用とする。九州地整において設計共同体は、現行でも公募型、簡易公募型におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式で参加可能としている。(ガイドラインでは、今回の改訂から原則として設計共同体の参加を可能と明記された)

同種、類似業務の考え方

同種、類似業務の基本的な考え方及び業務分野毎に、個々の業務内容に応じた同種・類似業務の取扱事例をガイドラインに合わせて**追加**する。

表彰評価対象業務

現行どおり、同種、類似業務を評価対象とする。

プロポーザル方式における品質確保に係わる非特定要件の設定

現行どおり、「実施方針・実施フロー、工程表」の評価の合計が満点の6割未満の場合、「評価テーマに対する技術提案」の評価の合計が満点の6割未満の場合は特定しないとする。